

大阪市西成区役所と新今宮エリア魅力向上有限責任事業組合との
連携に関する協定書

大阪市西成区（以下「甲」という。）と新今宮エリア魅力向上有限責任事業組合（以下「乙」という。）は、新今宮エリアの魅力向上及び地域の発展に寄与することを目的として、連携・協力して推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携・協力して新今宮エリアの活力と魅力を高めるとともに、地域の活性化及び、住民並びに来訪者が安心して暮らし、訪れることができるまちづくりを推進することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1）新今宮エリアの魅力向上の推進における広報活動やイベント活動の開催等に関すること
- （2）国内外の観光客に対する観光資源の情報発信に関すること
- （3）地域住民、事業者及び関係団体との連携による新今宮エリアの魅力向上に資するまちづくりの推進に関すること
- （4）その他前条の目的の実現のために公益性があると認める事項に関すること

（協定期間）

第3条 協定期間は令和8年3月18日から令和10年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1カ月前までに甲又は乙から解除の申し出がない場合は、協定期間満了の日の翌日からさらに1年間自動更新するものとし、以後も同様とする。

（定めのない事項の処理）

第4条 本協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方署名のうえ、各自1通を所持する。

令和8年3月18日

（甲） 大阪市西成区岸里1丁目5番20号
大阪市西成区長

稲嶺 一夫

（乙） 大阪市西成区太子1丁目4番2号 太子中央ビル203号
新今宮エリア魅力向上有限責任事業組合 職務執行者

牧 憲一